

~~捺印~~

共有者の捺印

捨印

・共有名義の場合は代表者を記入し押印
 代表者以外は、下段又は左下表に記入・押印
 ・相続未登記の場合は、
 「(亡)赤城太郎 相続人代表 赤城一郎」と記入し押印
 代表者以外は、左下表に記入・押印

中間管理事業 所有者用

I. 各筆明細

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称 公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所 前橋市〇〇町〇〇番地	電話番号 027-251-1220	同意欄 ※自署又は押印	同意欄
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称 赤城 一郎	住所 前橋市〇〇町〇〇番地	電話番号 090-1234-5678	同意欄 ※自署又は押印	同意印

権利対象の土地(C)			群馬県農業公社に設定する権利の内容(D)				群馬県農業公社から転賃		(D)及び(E)の共通事項(F)			借賃の支払の相手方(G)	借賃の支払方法(H)	備考					
所在 大字	字	地番	現況地目	面積(m ²)	中間管理権を設定する者	始期	存続期間(終期)	転賃を受ける者	如	権利の種類	利用内容	借賃(円)							
〇〇町		〇〇番地	田	3.122	赤城 一郎	R7.11.1	10年通年 R17.10.31	前橋 太郎	R7.11.1	10年通年 R17.10.31	賃貸借	水田利用	10aあたり 〇〇円	赤城一郎	口座 12月				
・登記簿謄本、納税通知書等により記入してください。 ・筆別に記入してください。			所有者を記入			始期は6月1日又は11月1日になる。 5年以上で設定してください。 終期は5月31日又は10月31日になる。		耕作者を記入		・賃借料がある場合は賃貸借と記入 ・賃借料がない場合は使用貸借と記入		・水田 ・普通畑 ・飼料畑 等利用形態を記入		賃借料を記入		共有の時は、借賃の支払の代表者を記入		口座12月と記入	

中間管理権を設定する土地における(B)以外の権原者				
住所	氏名又は名称	権限の種類	同意欄	備考
前橋市〇〇町〇〇番地	赤城 花子	賃貸借	共有者の同意印	
・共有名義の場合は、持分の過半数の同意を得ることができれば設定可能。 ・相続未登記の場合は、持分の過半数の同意を得ることができれば設定可能。 こちらに記入・同意印を押印。				

(記載注意等)

- この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇m²の内〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するものとする。
- (F)欄の「権利の種類」は、「賃貸借」又は「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (F)欄の「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例:水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地)を記載する。
- (F)欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃貸借である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。



土地改良法(昭和24年法律195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連事業)が行われることがあります。(確認後、チェックを入れてください)

確認後、必ずチェックを入れてください。